(趣旨)

第1条 この規則は、「The・おおいた」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という)の使用に関 し必要な事項を定めるものである。

(ロゴマークの位置づけ)

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、県が推進する「The・おおいた」 ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動 を積極的に推進するという意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動 内容を保証するものではない。

(使用の範囲)

- 第3条 ロゴマークは次の各号に掲げるものに使用できるものとする。
  - 1 大分県産農林水産物で別表1・別表3に定めるもの。
  - 2 加工品で別表2に定めるもの。
  - 3 地方公共団体、農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で大分県 産品を広く広報宣伝する効果が認められるもの。
  - 4 その他知事が適当と認めるもの。

(使用届)

- 第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用届出に必要な書類を添付して、大 分県知事(以下、「知事」という。)に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに 該当するときは、この限りではない。
  - (1)大分県部等設置条例(昭和27年大分県条例第71号)により設置された部、会計管理局、警察本部、教育長、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
  - (2) The おおいたブランド流通対策本部が使用するとき。
  - (3) その他知事が適当と認めるとき。
- 2 当該使用に係る物件の完成見本(完成見本の提出が困難なものについては、その写真等)、加 えて加工品は、別表2に記載されている書類を添付し、提出するものとする。

(届出の受理)

- 第5条 県は、前条の届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 届出を受理するものとする。
  - (1)大分県及び大分県農林水産物の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
  - (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがある とき。
  - (3)法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
  - (4)特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるお それがあるとき。
  - (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 に定める営業を行う者が使用するとき。
  - (6) その他知事が不適当と認めたとき。

(使用期間)

第6条 使用の期間は、第3条1号、2号については期間を定めず、3号についてはイベント等 の実施期間とする。また、過去の使用許可分についても本条の期間を適用する。

(使用者の責務)

- 第7条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。
  - 1 許可された用途のみに使用すること。
  - 2 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
  - 3 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
  - 4 第三者認証物については、ロゴマーク単独での使用は認めず、第三者認証マークと併 記すること。

(使用の禁止)

第8条 ロゴマークの使用方法等について、申請内容と異なる場合や不適当と判断される場 合は、その使用を禁止する。

(損害に対する責任)

- 第9条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負 うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。
- 2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなけれ ばならない。

(その他)

- 第10条 本使用規則に定めのない場合及び疑義の生じた場合は、協議のうえ県の判断に従うこ ととする。
  - 附 則 この規定は平成19年6月21日から施行する。
  - 附 則 この改正は、令和6年3月29日から施行する。

平成19年8月20日改正 平成22年4月30日改正 平成22年6月10日改正 平成25年3月15日改正 平成28年5月2日改正 令和2年4月1日改正 令和4年4月1日改正 令和6年3月29日改正 令和6年4月1日改正